

自宅残業も公務——中野中学校教諭くも膜下出血死事件

——地公災基金千葉県支部審査会九二・八・一一裁決

岡村 親宜

(弁護士)

望月浩一郎

(弁護士)

はじめに

中野宏之先生は、船橋市立習志野台中学校に転勤して八か月、あと二日で二学期が終わるといふ一九八七年二月二日、くも膜下出血で倒れ、五二歳で二度と帰らぬ人となった。

どの学校でも学期末は忙しくなるが、二学期末はこれに進路指導が加わる。さらに、八七年度の習志野台中学校は二〇周年行事、中央棟の大改修工事、その上、研究指定校を受けており、教職員は多忙を極め、体調を崩す教職員が続発していた。その中で、パソコンを使つての全校約一二〇〇人(三〇学級)の学期末の成績処理、進路査定会の資料づくり、校納金の処理を一人でこなした中野先生が倒れた。同僚の教職員はもちろん、中野先生を知る人は誰もが中

野先生の死は公務上であると信じ、公務上認定を求めた。

公務上認定請求後一年一〇か月の「慎重」な審理の末、地公災基金千葉県支部長が下した結論は「公務外」であった。教育に情熱を傾けている同僚の教職員は、「中野先生は仕事に殺された。こんな当たり前の事がなぜ、分かつてくれないのか!」と、地公災基金の結論に対する怒りは野火のように広がった。

地公災基金千葉県審査会に対する審査請求では、三三二人が審査請求代理人に就任し、六回(合計一八時間)に及ぶ口頭意見陳述で、延べ二六人の代理人・参考人が陳述を行った。審査委員全員が一二月の習志野台中に足を運んだ。陽が沈んでも多くの教員が学校に残り、進路指導などの仕事に追われている二学期の実情を確認した。

全国に広がる支援の輪は六万人を超える署名となり、基金千葉県支部、同審査会に提出された。その結果が、公務外認定処分を取り消すとの一九九二年八月一日付地公災基金千葉県支部審査会裁決である。

一 事案の概要

中野先生は、一九五五年から英語教諭として、千葉県内の中学校で教鞭をとった。八七年四月、七年間勤務した大穴中学校から船橋市立習志野台中学校に転勤した。習志野台中学校への赴任初日に、学校長から渡された「校務分掌表」には、中野先生の名が一六箇所にも記載されていた。それも、経験したことのない校務主任など管理関係の仕事ばかりである。弱音を吐いたことのない中野先生が、妻に「こんなに分担が多くては死んでしまうよ」と呟いた。

その後の時間割りで、中野先生は週一八時間の英語の授業も担当した。管理職は多くの校務分掌を担当する傾向にあるとはいえ、校務、管理、安全の三主任や校納金、給食会計を含む一六もの校務分掌を担当する例はない。加えて、管理職以外の教員とほぼ同程度の一八時間の授業を担当するのは、誰が見ても異常であった。

中野先生は、前任校の大穴中から習志野台中への転勤により仕事が増えたのである。

習志野台中は、三〇学級という大規模校であり、管理主任の仕事は他校に比べ多いのに加え、一九八七年度は中央棟の大改修工事があったため、例年に増して管理主任の仕事は多く、工事業者との折衝など中野先生は管理主任として多くの時間を必要とした。校納金、給食会計は、普通の事務職員が担当する。これも、業務量が多く負担が重いだけでなく、質的にも間違いが許されない精神的負担の重い仕事であった。しかも、習志野台中学校では転出入者が多く（一九八七年四〜一二月の転出入者は六五名）この負担は一層重いものであった。生徒と接することが楽しみで、教頭試験も受けないできた中野先生にとって、精神的従属を得られずストレスのたまる仕事が集まった。

五月には、中国帰国子女の編入の打診があった。一九八七年度の習志野台中学校は、二〇周年行事、中央棟の大改修工事、船橋市の研究指定校を受け、教員はみな多忙を極めており、誰も受け入れる余裕はなかったが、その中で、中野先生は、自ら進んで担当を引受、編入が実現した。

船橋市研究指定校（全教科）を受けていた習志野台中の秋は、研究指定校の中間発表で例年になく忙しきであった。通常の授業準備に加え、中間発表のための準備、研究紀要の原稿の検討、学年会などの準備が加わり、中野先生は、中間発表の直前に海外研修に出た教務主任の仕事の一部代行しながら、英語科の公開授業を自ら担当した。中野先生は中間発表を終えて疲労困憊した状態で二学期末を迎えた。

二学期末に中野先生を待っていたのは、そうでなくても忙しい学期末の仕事、さらに、全校の二学期末定期テストの成績処理、査定会資料作成、十段階評定資料作成、校納金処理資料作成という一連の自宅でのパソコン作業であった。定期テスト後の成績処理は、各学年ごとに、担任、副担任が協力して五教科の総合点を算出し、学年順位を出し、一覧にする作業であるが、従前は手作業で膨大な時間を費やして行われていた。

中野先生は、「そういうのは教師の本来の仕事ではない。生徒と接することに時間をかけなければ」と言い、五月に自費でパソコンを購入し、市販の一般計算ソフトを用いて、全校生徒の定期テストの素点の入力、集計、平均値などの算出、順位つけなどの処理を行えるようにした。前任校で他の教諭がパソコンで成績処理を行ったのを見て「便利なものだ」と感心した程度の経験しかない中野先生が、一学期の末から、全校一二〇〇名の成績処理を一人でやるようになった。

中野先生は、三年生の進路指導は担当していなかったものの、前年度まで、船橋市「管内進路対策協議会事務局長」を努めていた進路指導のベテランであり、進路指導作業を援助した。進路指導も、資料づくりが時間がかかりやされる。一つが進路査定会資料で、もう一つが公立高校の受験に不可欠な十段階評定資料である。進路査定会は、実力テストの成績と生徒の受験希望校（約二〇〇校）と難易度とを検討し、進学希望者全員を浪人させずに進学できるように指導するための、関係教諭の会議であり、二学期末から三学期にかけて、それぞれの最新資料をもとに三回行われる。この進路査定会のための資料——三年生約四〇〇人の生徒名・五回の実力テストの結果（五教科及

び三教科の各偏差値合計・志望校名三校の
入力、クラス別及び志望校別の一覧表の
作成・印刷——作成を担当した。

十段階評定資料は、三学年の生徒各教科
(九教科)の成績を一から四〇〇番まで順
位をつけ、これを定められた比率で一〇段
階で評価するものであり、高校進学の合否
にかかわる重大資料で、間違いは許されず、
二学期末の三学年を担当する教諭の大きな
負担となっていた。中野先生は、発症の約
一か月前から、右定期テストの成績処理、
査定会資料の作成、十段階資料の作成を、
一人で、かつ、自宅のパソコンで行って
いたのである。

中野先生は、一九八六年三月の健康診断
では血圧が一八三であり、一九八七
年三月の習志野台中転勤直前のそれは一
九一〇といずれも正常であったが、転勤
直後の五月の健康診断では一三二・九五と
なり、最低血圧は、WHOの基準で高血圧
を示すようになった。

中野先生の発症前一か月の業務は、担当
の英語の授業とその準備、日常的な校務主
任の仕事に加え、学期末ということ、

①一月二四日から進路査定会の資料作
りのパソコン作業を始め、

②学期末試験(二月二日〜三日)の問題
作成、採点、

③学期末試験の全校生徒の成績処理のパソコン作業、

④防災訓練(二月一九日)の責任者として計画の立案、実施の指導、

⑤校納金関係の会計処理のパソコン作業、
が加わり、四週間の総労働時間が二九八時
間三五分と長時間となり、所定外労働時間
が所定内労働時間にはほぼ匹敵するほどの異
常な長時間労働となった(所定内労働時間
一六八時間、所定労働時間一三〇時間三五
分)。所定外労働時間の多くは、深夜早朝に
行われており、前記四週間の勤務日二四日
の内、深夜早朝の所定外労働を行わなかつ
た日はわずかに二日にすぎず、所定外労働
の多くがパソコンを用いての成績処理、校
納金処理に費やされており、誤りが許され
ない緊張を要する業務内容であり、労働の
質の点においても、過重労働であった(表
「発症直前の所定外労働時間に強く関係す
る労働内容」参照)。

中野先生の倒れる前一週間の業務は、学
期末で多忙を極めているのに加え、一二月
一四日の査定会、その後のクラス別九教科
一〇段階一覧表作成、一七日には千葉東東
方沖地震が発生しその被害などの確認、一
九日の防災訓練では全校の責任者としての
準備と実施、倒れた当日である二二日の校
納金の支払いの準備、と休む間もなく続け

た。

中野先生は、一二月に入ると、疲労を訴
え起き上がることも苦痛となってきた。「査
定会の最中に寒気を覚えた」、「疲れていた
から食事をしないで帰ってきた」と言い、
心底疲れた様子で、午後一〇時には床に入
った(二月一四日)。「風邪がみで頭痛
がする」と言って、午後二時半には年休を
利用して早退した。自宅では、「頭が痛い、
ゾクゾクする」と言って床につき、午後八
時には就寝した(二月一六日)。「娘に手
を引かれてやっと起き上がれ、『だるいなあ。
疲れが取れない』と言っていた(二月一
八日)。「朝なかなか起きられず、午前七時
二〇分起床。朝食後も寝室に戻り横になり、
『熱っぽかったり、なおったりどうも調子
が良くない』と言いながら、ぎりぎりの時
間にバイクで出勤する(二月一九日)。
『そろそろ異動希望を出す時期だけど、転
勤希望をだそうかな。今の俺の仕事はやり
がないし。でも一年だけで転勤希望をだ
すのもなあ』「心臓が痛む」などと訴えて
いた(二月二一日)のである。

しかしながら、中野先生の従事していた、
校務主任の仕事、パソコン作業の仕事、校
納金作業の仕事のいずれも他の教員に代わ
って遂行してもらうことが困難な性格の仕
事であり、妻の「休んだら」とのことばに

表 発症直前の所定外労働時間に強く関係する労働内容

	主な行事	期末テスト関係	管理・防災・校納金等	パソコン使用の業務	所定外労働時間 上校全体・下自宅		
11月24火	見回り・清掃指導 適応指導		運営委員会へ提出する 防災訓練計画書作成	↑ 進路査定の基礎資料に11月15日実施の業者テスト成績資料(5時間12分)「3教科合計・5教科合計の2つのデータ×400人の入力」	11月24火 8時10分 2時00分	13時 / 9時	
25水	清掃指導 胃検診のため出張				25水 4時10分 3時00分		
26木	運営委員会 (~18時20分)				26木 5時40分 4時00分		
27金	見回り・清掃指導 校内研修反省会	↑ 担当クラス小テスト採点 2年生期末テスト 問題作成・タイム			27金 4時10分 3時00分		31時間 05分 /
28土	清掃指導		トイレ水漏れ視察(14時30分~)		28土 4時55分 2時00分		
29日			校納金の関係で転出入者の確認		29日 3時00分 3時00分		
30月	見回り・清掃指導				30月 5時40分 4時00分		
12月1火	見回り・清掃指導				12月1火 3時40分 2時30分		
2水	見回り・清掃指導		テスト問題印刷		2水 2時30分 2時30分		
3木	清掃指導		テスト監督		3木 2時00分 2時00分		
4金	見回り・清掃指導		職員会議へ提出する 防災訓練計画書作成	4金 5時10分 4時00分			
5土	清掃指導・生徒の校外 指導(14時~)		採点・集計	5土 8時25分 6時00分	59時間 45分 /		
6日				6日 9時00分 9時00分			
7月	運営委員会(~18時30分)・見回り		7月 5時00分 3時00分				
8火	適応指導	個人面接 [昼休]	8火 7時10分 6時00分				
9水	清掃指導		9水 6時00分 6時00分				
10木	職員会議・清掃指導		10木 4時30分 4時00分				
11金	<職員の上パソコン作業をける>	成績単票「作成 成績査定表」	11金 7時40分 7時40分				
12土			12土 2時00分 2時00分				
13日			13日 7時30分 7時30分				
14月	査定会(~18時) <職員の上パソコン作業をける>		14月 2時30分 0時00分				
15火	校内巡視・清掃指導 適応指導		15火 7時10分 6時30分	40時間 50分 /			
16水	(頭痛を訴え早退)		16水 2時00分 2時00分				
17木	東方沖地震・清掃指導		17木 7時40分 7時00分				
18金	見回り・清掃指導	校納金関係事務(転出者の清算・請求伝票整理)	18金 5時40分 5時00分				
19土	防災訓練実施		19土 0時40分 0時00分				
20日			20日 12時00分 12時00分				
21月	見回り・清掃指導		21月 5時40分 5時00分				
22火	業者への支払 回れる		22火				

注) 所定外労働時間の欄の上は全所定外労働時間、下は自宅での所定外労働時間である。
小計欄の時間は、当該期間の所定外労働時間の合計時間である。上が全所定外労働時間、下は自宅での所定外労働時間である。

も、「一〇段階評定の提出期限があるから休めない」と言い、出勤を続けたのである。倒れた一二月二二日も、朝食後再び出勤間際まで横になり、「行きたくないなあ。自分を励ましながらくか」と呟くように言い、妻の「あと二日で冬休みになるからがんばりましょうよ」との励ましを背に出勤し、倒れたのである。

まさに、今日の学校教育現場におかれた教員の矛盾を一身に背負うような過酷な過重業務を強いられたのである。

二 地公災基金千葉支部の 裁決内容とその意義

公務上認定請求後一年一〇か月後の一九九〇年一二月一日付で地公災基金千葉支部は「公務外」としたが、その理由は次のとおりであった。

①「被災職員が従事した被災当日及び前日並びに被災前一週間における業務は、教師として通常業務の範囲内であり、特別な出来事もなかったことから、本件疾病を発生させるほどの公務過重性又は異常な出来事があったとは認められない。付加的に被災前四週間についても、終始通常業務に従事しており、本件疾病発症の原因となるほどの公務過重性は認められない。」

②「なお、被災職員が自宅で行ったとされ

るパソコン作業は、特段連日のように自宅で作業を行わなければならないような臨時又は緊急にやむを得ない必要があったとは認められず、しかも特に命令を受けていないことから、時間外勤務として公務に従事したものと見ることはできない。」

③「仮に、自宅でのパソコン作業を公務に従事したものとしても、職場での勤務と同等に評価することはできないものであり、また、その成果から見て、本件疾病を発生するほどの過重な負荷があったとは認められない。」

したがって、本件においては、第一に、公務上疾病の意義をどのようにとらえるのか、第二に、中野先生が担当していた一六の校務分掌と週一八時間の英語の授業、週一時間の中国帰国子女の指導などの校務を過重と判断するの否か、第三に、中野先生が自宅で従事した作業を公務と認めるの否か、第四に、中野先生が自宅で従事した作業を過重と判断するの否か、第五に、右四点の争点に対する判断を前提とした上で、中野先生が従事した校務とくも膜下出血の発症との関連を認めるか否か、の五点が争点となった。

右各争点に対する地公災基金千葉県支部審査会の裁決は要旨次のとおりである。

(1)「本件のような疾病が公務上の災害と認

められるためには、疾病が公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかでなければならぬ。具体的には、疾病の発症前に異常な出来事に遭遇したこと、又は日常業務に比較して、特に質的あるいは量的に過重な業務に従事したことによる肉体的・精神的負荷が存在したと客観的に認められ、かつ、それが、医学上疾病発症の原因と認められることが必要である。そして、疾病発症までの時間的経過が医学上妥当なものであることが必要である。また、被災職員に疾病に係る素因又は基礎疾病があった場合には、上記の過重な負荷が疾病の自然的経過を超えて著しく憎悪させ、発症の時期を早めたと認められることが必要であると考える。」

(2)「被災者の校務は、異動してきたときには決められていた校務主任、安全主任、管理主任、給食会計、校納金等であるが、内容的に多岐に渡っていること、初めて経験する業務であったこと、生徒数の多い大規模校であったことなどから、少なからず精神的負荷を伴うものであったと考えられる。また、被災年度には、習志野台中学校の創立二〇周年記念行事、研究指定校としての発表があり、被災者の校務も他の年度と比較して、質的・量的に多かったと考えられる。」

(3) 「一学期の期末テストのときから成績一覧表（各生徒の学年順位や偏差値などが記入されている）をパソコンにより作成しており、特に三年生の進路関係で、査定会の資料作りや一〇段階評定についてもパソコンで処理し、これらの仕事が多量にパソコンが自宅にあるので家に持ち帰って資料を作っていたことが認められる」、「校長は被災職員に対しパソコンを使用して作業するよう直接命じていないが、作業していることは知っていたので被災者の職務として認めていたものと判断され」、「このパソコン作業による資料が査定会等学校のために使用されていたことから、公務性があつたと考えられる。」

(4) 「パソコン作業に従事した時間は認定請求時の資料によると、被災日を除く一週間の一日平均が五時間であつたこと、習志野台中学校が三〇クラスであつたこと及び三年生が一〇クラスであつたこと、校長の副中等で判断すると、量的に過重なものであつたと考えられる。パソコンによる成績処理は県下中学校においても過渡期であつたこと、その内容が正確性を求められること、短期間で処理しなければならないことなどを考慮すると精神的負荷が多かつたと思われる」。発症前一週間のパソコン作業は、「三年生の一〇段階評定の集計、成績一覧表作

成及び校納金関係を行つており、従事時間は認定請求時の資料によると、被災前日は早朝及び帰宅後を合わせると五時間二〇分、被災二日前の日曜日が深夜にかけて一〇時間三〇分となつてゐること、習志野台中学校が大規模校であつたこと、正確性が求められる内容であつたこと、学期末であつたことなどを考え併せると、質的にも量的にも過重なものであつたと考えられる。」

(5) 「以上のことから総合的に判断すれば本件災害は、被災職員の有する素因及び基礎疾患が発症の一因ではあるが、本件疾病発症前の過重な業務が精神的及び肉体的負荷となり、自然経過を超えてその症状を急激に憎悪させ、発症を早めたと認めるのが相当である。」

ところで、この裁決の意義は、次の三点にあると考えられる。

第一は、裁決要旨(1)のとおり判断して、「日常業務に比較して、特に質的あるいは量的に過重な業務に従事したことによる肉体的・精神的負荷が存在した」と客観的に認められ、「医学上疾病発症の原因と認められ」、「疾病発症までの時間的経過が医学上妥当なもの」であれば、公務上災害と認めるとし、中野先生の習志野台中赴任以降九か月間の公務全体の過重性を総合判断の対象とし、これと発症との関連性を問題とし、

肯定した点である。労働省と人事院は、八七年八月、脳・心臓疾患に関する「改正」新認定基準を制定したが、過重負荷を生ずる過重労働の有無の時間的範囲を発症前一週間に限定し、それ以前の業務については「付加的要因として考慮するにとどめる」とし、また「日常業務に比べ特に過重」な業務に従事していたことが必要であるとし、この基準の当てはめにより「業務上」外を認定しているが、これは医学上の根拠もなく、全く合理的な理由がなく、重大な問題であると指摘されてきた。

この裁決は、「日常業務に比べ特に過重」な業務に従事していたことが必要であるとの点は、労働省・人事院の認定基準に追隨したという問題があるが、期間要件を取り外した点に意義があると考えられる。

第二に、この裁決は、教員が、校長の命令がなくとも、自宅で行つた作業の公務性を、裁決要旨(3)のとおり判断し、①管理者が自宅作業を知っていたこと及び②当該自宅作業が客観的にみて公務であること、の二要件に該当すれば、公務性が肯定されるとした点に意義があると考えられる。

基金千葉支部は、中野先生が自宅で行つた業務を「公務」でないとし、「通常、自宅での作業は、任命権者の支配拘束下にある」とは認められず、その業務も時間的内容的

に特定できないことから、勤務公署内での公務と同様に評価することはできない(弁明書)とし、自宅に持ち帰っての業務は、①臨時又は緊急にやむを得ない必要があり、②任命権者の特命を受ける等自宅で業務を行わなければならない客観的必然性があり、③作成した成果物等から時間的に特定できる、という三要件の全てを満たす場合に限り、「公務」と判断されると主張した。もしこの主張が認められれば、自宅での作業を常時やっている教員の公務の実情に照らし、公務災害認定は極めて困難となる。

そして、地公災長野支部審査会九一・五・二三裁決(岡谷工業高校山岡心筋梗塞死事件・労旬一二七八号二頁)がこのような論理を肯定していたのである。

しかし、地方公務員災害補償法は、結果(死亡、負傷、疾病)の発生につき使用者の故意・過失という帰責事由を必要とすることなく保護する法廷救済制度であり、この趣旨に照らすならば、客観的に「公務」に従事していることにより生じた結果である限り、全て保護すべき必要がある。例外的に、労働者の従事した「公務」に対する使用者の支配可能性がなかった場合に、公平の観点から使用者が免責されるに過ぎないものである。本裁決の要件論はまさに立法趣旨にかなう正当なものである。

なお、本裁決を受けて、崎谷康文文部省地方課長は、「校長の明示であれ、黙示であれ、学校運営の一環と考えられるものは勤務である」とコメントしているが(九二年九月一二日付、日本教育新聞)、これは教育現場の実態にかなったものであり、今後教員の労働条件の向上のため重要な意義を有すると言えよう。

第三に、この裁決は、裁決要旨(4)のとおり判断し、自宅で行った作業の過重性を認められた点に意義があると考えられる。

基金千葉支部は、中野先生が自宅で行った業務の過重性を否定し、「自宅での業務は勤務公署で行う業務と比較して、精神的、肉体的緊張は緩和されていたものと推測され勤務公署内での公務と同等に評価することはできない」と釈明した。仕事を職場で行うより自宅に持ち帰って行う方が、「精神的、肉体的緊張は緩和される」という経験則があると主張した。この主張は、基金千葉支部に限定された主張ではなく、全国の基金支部においてなされているものである。

しかし、残業は、所定労働時間内での労働と比較して、生活時間を侵害する反生理的な長時間労働であって、しかも深夜早朝に及ぶ時間外労働は、時間に単純比例する以上の負担を与えるものである。本来ならぎの場である自宅においてまで仕事をしな

ければならないことは、労働者に対する負担の増大要因として評価すべきであって、仕事を行う場所が自宅であることをもって、これを職場で行う場合に比して負担を軽く評価する合理的理由はないのである。

この裁決は、中野先生の自宅でのパソコン作業を「量的に過重なものであり」、「パソコンによる成績処理は県下中学校においても過渡期であったこと、その内容が正確性を求められること、短時間で処理しなければならぬことなどを考慮すると精神的負担も多かった」と認定し、作業が深夜早朝におよび、かつ、長時間であることから、「質的にも量的にも過重なものであったと考えられる」とした。

この点も、今後教員の労働条件の向上のため重要な意義を有すると言えよう。

三 今後の課題

中野先生の過労死は、家族と職場、地域の仲間、教員組合、千葉職対連その他多くの支援者の運動により、行政の厚い壁を突き崩し、ついに「公務災害」認定を獲り取った。

しかし、なぜ、中野先生は、過労死しなければならなかったのか。原因の第一は、今日の学校における教員に過重な負担をかけている教育行政にあり、第二に、長時間

過密労働を禁止している「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例」(給特条例)と教員の命と健康を守る労働安全衛生法が学校においては全く無視されている現実にある。千葉県に限っても一九九一年の一年間だけで三九人の教職員が在職死亡(内自殺四人)しており、給特条例と労安法を学校で守らせる闘いが今後の課題であると考えられる。

教職員には、「国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準に条例で定める場合に限るとする」(一一条)と規定し、これを受けて、給特条例は、「教育職員に対し、時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする」とした。①生徒の実習に関する業務。②学校行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害等やむを得ない場合に必要な業務」に限定している。

従って、授業の準備、成績処理、進路指導、校納金などの仕事をするための時間外労働は認められないのが、法と条例の定めである。千葉県においては、法と条例を遵守するために、「給特条例の施行について」との通達により、「正規の勤務時間の割振り」を適正に行ない、原則として時間外勤務は

命じないものとする」とし、実施に当たっては、「教育職員については長時間の時間外勤務をさせないようにすること」、「やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、適切な配慮をするようにすること」、「勤務を要しない日等に勤務させる必要がある場合は、代休措置を講ずること」、「教育職員に時間外勤務をさせる場合は、健康と福祉を害しないよう考慮する」などに留意をすることを求めている。

この法と条例が守られていれば中野先生が倒れることはなかったのであり、法と条例の徹底とこれの遵守を求める闘いが不可欠である。

次に、学校の教職員の命と健康を守るための防波堤となるべき労働安全衛生法が学校においては全く無視され、学校は労働安全衛生の「無法地帯」と化している驚くべき実態がある。最近にいたるまで、「学校においては学校保健法(一九五八年成立)があるので、労働安全衛生法(一九七二年成立)は適用されない」と行政当局は言ってきた。また、少なくとも教職員組合もこれに疑問を抱くことなく、労働安全衛生法成立後約一〇年間にわたる「無法地帯」が横行していたのである。学校保健法は「学校教育の円滑な実態と健康を確保する」(第一条)ことを目的とする労働安全衛生法とは

目的を異にし、学校における労働者たる教職員に対し労働安全衛生法が適用されない根拠はない。

五〇人以上教職員がいる習志野台中には、労働安全衛生法に基づき、安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者を設置(法一一條、一二條、法一二條の二、則一五條)し、安全衛生対策を実施しなければならない。また、産業医を選任し、産業医は「少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」(法一三條、則一五條)。事業者には「労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理」する義務を課している(法六五條の三)。右労働安全衛生法の定める最低限度の安全衛生義務が尽くされておれば、中野先生の過労死は未然に防止しえたはずである。中野先生の過労死は国と自治体の二〇年間にわたる労働安全衛生法違反によりもたらされたのであり、千葉県のみならず全国の教育行政にすみやかな改善が強く求められるものである。

中野先生の過労死が、全国の教育現場の過労死の絶滅のために少しでも役立てば幸いである。